

# 奨学金返還のしおり

「奨学金返還のしおり」は、奨学金の返還手続きや、猶予等の手続きについてまとめたものです。 返還が完了するまで、お手元に大切に保管し、必要に応じて諸手続きを行ってください。 奨学金は、貸付けられたものです。最後まで責任をもって返還しましょう。



# 公益財団法人 大阪府育英会

### 連絡・問い合わせ先

〒534-0026 大阪市都島区網島町6番20号 大阪私学会館 2階 [業務時間]月曜~金曜(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)9:00~17:30

電話等による問い合わせの際には、決定番号を伝えてください。

採用貸付課(奨学金の貸付など)

返還収納課

(口座振替の申込み、返還の猶予、 住所変更等の届け出など)

滞納ゼロ作戦室 (返還金の督促、法的措置など)

返還相談コーナー(コールセンター) (返還方法の相談など)

[返還相談コーナーの業務時間] (日曜・年末年始を除く)

大阪府育英会

検索

https://www.fu-ikuei.or.jp/

**6357-6272** 

**電話** 06-6357-6273

**電話** 06-6357-4579

電話 06-6357-6286 06-6357-6334

月曜~金曜 9:00~19:00 土曜・祝日 9:00~17:00 ※都合により変更となる場合があります。



各種様式は育英会ホームページからダウンロードすることができます。

重要

住所、氏名、電話番号等の変更があるときは 必ず大阪府育英会に届け出をしてください。

# 返還が始まる皆さんへ

この「奨学金返還のしおり」は、奨学金の返還の手続きについてまとめています。 自分でよく読み、連帯保証人(保護者)の方にも、必ず読んでもらいましょう。

- ●大阪府育英会の奨学金制度は、向学心に富みながら経済的な理由により修学が困難な 生徒に対し奨学金の貸付けを行い、教育の機会均等を図ることを目的としています。
- ●奨学金は、奨学生であった**先輩達から返還された返還金**によって、修学に必要な 資金を貸付けする制度です。
- ●あなたから返還された返還金は、奨学金を必要とする**後輩達のための貸付資金と** なります。卒業後は、**奨学生本人が責任を持って返還しなければなりません**。
- ●奨学生一人ひとりが責任を果たすことにより成り立っている制度です。 この制度が将来にわたって持続でき、一人でも多くの後輩達が利用できるよう、 約束どおりの返還をしてください。

# 〜今後も奨学金制度を継続するために〜 「滞納ゼロ作戦」展開中

借りたお金を返すことは、当然のルールです。

奨学生本人から返還されない場合には、連帯保証人が返還しなければなりません。 もし、正当な理由なく返還されないときは、裁判所を通じた督促や、給与等の差押えなど 法的な方法により、返還を強制する場合もあります。

# 目 次

返還か	が始まる皆さんへ	
これた	ごけは守りましょう	1
返 還	の記録	2
第1	奨学金の返還手続きについて ·	3
第2	奨学金の返還方法について	4
	返還年額について	5
	返還予定表(例)	6
第3	奨学金返還口座申込書について	7
	奨学金返還口座申込書の記入例	8
第4	約束どおりに返還することが困難になったとき	9
	1. 返還方法の相談	
	2. 返還の猶予	
	3. 返還の猶予期間等	
	4. 返還の免除	10
第5	返還金の督促について ····································	11
第6	個人情報の取扱いについて	12
第7	よくあるご質問(FAQ)	13
第8	様式集	18
	(1) 住所•氏名•勤務先 変更届 (様式50号)	23
	▶記入例は 19 ページ	
	(2) 奨学金 連帯保証人 変更届 (様式52号)	24
	▶記入例は 20 ページ	
	(3)返 還 猶 予 願(様式55号-1)	25
	▶記入例は 21 ページ	
	(4)返還猶予願(在学猶予)(様式55号-2)	26
	▶記入例は 22 ページ	
頤書•	届出書の提出、問い合わせの記録	27

# これだけは守りましょう

# 奨学金返還口座申込書を必ず提出してください。 (進学予定の方も提出してください)

奨学金返還口座申込書は、奨学金の返還を行うにあたり、借用人(奨学生)本人の金融機関の 預貯金口座から口座振替(自動引落し)を行うために必要な書類です。

平成29年4月(平成29年度)以前に採用された方は、奨学金返還口座申込書と併せて 奨学金借用証書の提出も必要です。(決定番号の採用年度が「17」以前の方です。)

## 約束どおりに返還してください。

決められた返還金額を、決められた返還期日に必ず返還してください。 6か月以上滞納すると、延滞金(年8.9%)が発生します。

## 返還が困難になったら、すぐに連絡をしてください。

約束どおりの返還ができなくなったときは、**すぐに育英会に連絡をしてください**。 あなたの状況をお聞きし、特別な事情があると育英会が認めたときは、返還の期間を延期する 返還の猶予や、月々の返還額を軽減するなど、返還方法について**相談することができます**。 なお、返還の猶予期間中には、延滞金は発生しません。

# 住所・氏名・電話番号・勤務先が変わったら 必ず連絡してください。

住所・氏名・電話番号・勤務先が変わったときは、すみやかに育英会まで届け出てください。 まずは、電話で連絡してください。

# 返還の記録

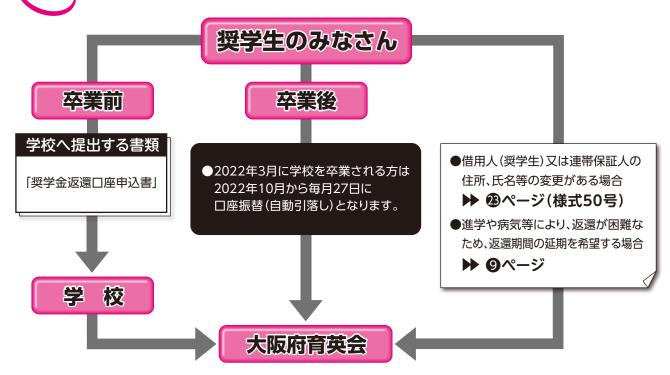
- ○大阪府育英会では、すべての事務を決定番号で整理しています。 問合せや願出、届出があるときは、**決定番号が必要となります**。
- ○下記の表は、奨学金を返還するための基本的な項目です。 奨学金の返還が完了するまで必要な内容ですので、必ず記入してください。

### ※次の事項は必ず記入しておきましょう。

٠		学別	採用	年度			番	号				
沃 	定 番 号											
-	用人氏名											
借()	居 田 金 額返 還総額)		百	+	万	千_	Ē	3	+	円		
返	還 年 数	年										
返	遠 還 方 法		月払い									
	]座振替日	(□座抗	毎月27日 (口座振替日が金融機関の非営業日の場合は、翌営業日になります。)									
					銀行					支店		
預		口 座 番 号										
貯金	銀  行	普通預	i金 No.									
		名義人										
座		通	帳 記	号		通	帳	番	号			
振替	ゆうちょ銀行 (郵 便 局)											
		名義人										
連	幕保証人											

## 第1 奨学金の返還手続きについて

# 奨学金の返還手続きの流れ



## 1. 学校から受け取る書類

[**貸付額通知書**](平成29年度以前に採用された奨学生の方は、[奨学金借用証書])、 [**奨学金返還口座申込書**]、[**奨学金返還のしおり**]を受取ります。

〇貸付額通知書や奨学金返還口座申込書の情報を、本しおり②ページの返還の記録に 記入してください。

## 2. 学校へ提出する書類

本しおりの⑦・⑧ページを読まれてから、[奨学金返還口座申込書]に署名し、金融機関に届出をしている印鑑を押して、2枚目(金融機関用)と3枚目(大阪府育英会用)を学校に提出してください。

〇平成29年度以前に採用された方は[奨学金返還口座申込書]と[奨学金借用証書]を学校に 提出してください。(決定番号の採用年度が「17」以前の方です。)

## 3. 返還の開始から終了まで

貸付終了後、6か月間の据え置き期間を経過した2022年10月から奨学金返還口座申込書で指定された金融機関の預貯金口座から、毎月27日に口座振替(自動引落し)します。返還が全て終了すると「完済のお知らせ」を送付します。

〇辞退・退学等の方の返還開始時期については、大阪府育英会に問い合わせください。

## 第2 奨学金の返還方法について

## 1. 奨学金の返還方法と口座振替日について

卒業した年の10月から、毎月決められた金額を、あなたの預貯金口座から口座振替(自動引落し)によって返還していただきます。

□座振替日	返還方法	振替日
(返還期日)	月 払 い	毎月27日

- □座振替日の前日までに、預貯金□座へ返還金を入金してください。
- □座振替日が金融機関の非営業日の場合は、翌営業日になります。

### 2. 口座振替のお知らせ等について

(1) 口座振替のお知らせについて(口座振替額や返還残額等のお知らせ)

口座名義人宛てに、初年度の10月上旬に口座振替のお知らせを送付します。 次年度以降は、毎年4月上旬に送付します。

(2) 口座振替後の預貯金通帳の表示(記帳)について

預貯金通帳には、「AP(オオサカフイクエイ)」と表示(記帳)されます。

(3)残高不足等の理由で振替不能となった場合

口座振替日に残高不足等の理由で口座振替ができなかった場合は、次のような 取扱いになります。

振替不能回数	取扱い
1 🗆 🗏	翌月の振替日に、2か月分の金額を振替します。 ▶□座名義人宛てに、□座振替のお知らせ (再振替の案内)を送付します。
2 🗆 🗏	<b>翌月の振替日に、3か月分の金額を振替します。</b> ▶□座名義人宛てに、□座振替のお知らせ(再振替の案内)を送付します。 ▶連帯保証人宛てに、返還状況についてお知らせを送付します。
3回連続して 不能	月払いの口座振替の取扱いを停止し、振込用紙で年2回返還する 半年払い(半年賦)に変更します。 ▶借用人宛てに半年払いの振込用紙を送付します。 ▶連帯保証人宛てに、返還状況についてお知らせを送付します。

<sup>※</sup>半年払いとは6月30日と12月30日を返還期限として、各6か月分の返還金を金融機関等の 窓口で振込用紙により返還する方法です。

例 月額1万円の方であれば、6月30日に6万円、12月30日に6万円を返還していただきます。

#### 3. 繰上返還について

奨学金の返還は、いつでも全額又は一部を繰り上げて返還することができます。 ご希望の際は、口座名義人である借用人(奨学生)から大阪府育英会に連絡してください。

- 一部を繰り上げて返還したときは、返還期日が先に到来するものから充当します。
- 報奨金制度は平成20年度採用者(決定番号の採用年度が「08」)から廃止となりました。

### 4. 返還年額について

### (1) 返還年額

貸付額に応じて、それぞれ年間に返還する金額(返還年額)が定められています。

#### (2) 返還年額表

#### 1. 入学時増額奨学資金と奨学資金を併せて借りた場合

	年間に返還する	額(返還年額)	
借用金額の総額(例) 	初年度 (10月~3月)	月額	
180万円以下	60,000円	120,000円	10,000円
180万円超え 198万円以下	78,000円	156,000円	13,000円
198万円超え 216万円以下	84,000円	168,000円	14,000円
216万円超え 234万円以下	90,000円	180,000円	15,000円
234万円超え 252万円以下	96,000円	192,000円	16,000円
252万円超え 270万円以下	102,000円	204,000円	17,000円
270万円超え 288万円以下	108,000円	216,000円	18,000円

#### 2. 入学時増額奨学資金のみを借りた場合

	年間に返還する	額(返還年額)	
借用金額の総額(例)	初年度 (10月~3月)	2年目以降 (4月~3月)	月額
25万円以下	24,000円	48,000円	4,000円

#### 3. 奨学資金のみを借りた場合

	年間に返還する	額(返還年額)	
借用金額の総額(例)	初年度 (10月~3月)	2年目以降 (4月~3月)	月額
144万円以下	48,000円	96,000円	8,000円
144万円超え 162万円以下	54,000円	108,000円	9,000円
162万円超え 180万円以下	60,000円	120,000円	10,000円
180万円超え 198万円以下	66,000円	132,000円	11,000円
198万円超え 216万円以下	72,000円	144,000円	12,000円
216万円超え 234万円以下	78,000円	156,000円	13,000円
234万円超え 252万円以下	84,000円	168,000円	14,000円

○返還年額表1に該当する方は、定期増額型の返還方法も選択できます。

定期増額型とは、月払いで毎年6月と12月に月額を増額して返還する方法です。

なお、返還年額は定期増額型を選択しても変わりません。

ご希望の方は、6月下旬~7月初旬にお送りする返還開始のお知らせが到着後に、育英会まで連絡してください。

〇入学時増額奨学資金と奨学資金を併せて申し込みせず、各資金を借りている方は返還年額表の 2と3の各返還年額等が適用されます。

なお、2と3に該当する方は、定期増額型の返還方法は選択できません。

## 具体例は、⑥ページの「返還予定表(例)」をご覧ください。

## 返還予定表(例)

#### 1. 入学時増額奨学資金と奨学資金を併せて借りた場合

## 例 1 貸付額 350,000円 (月額 10,000円)

単位:円

初年度 — — — — — 10,000 1	年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	初年度			_				10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000
3 年 目 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 1	2 年 目	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	120,000
	3 年 目	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	120,000
最終年度 10,000 10,000 10,000 10,000	最終年度	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	—		—	—	—			50,000

返還総額350,000返還回数35回

### 例 2 貸付額 550,000円 (月額 10,000円)

単位:円

年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
初年度							10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000
2 年 目	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	120,000
3 年 目	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	120,000
4 年 目	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	120,000
5 年 目	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	120,000
最終年度	10,000		—		_		—		—	—			10,000
									返	還総額	550,000		

2. 入学時増額奨学資金のみを借りた場合

## 例 3 貸付額 50,000円 (月額 4,000円)

単位:円

55回

	年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	初年度							4,000	4,000	4,000	4,000	4,00	0 4,000	24,000
	最終年度	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000			—		-	26,000
返還総額											50,000			

返還回数 13回

返還回数

## 例 4 貸付額 250,000円 (月額 4,000円)

単位:円

年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
初年度		—	_				4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	24,000
2 年 目	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	48,000
3 年 目	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	48,000
4 年 目	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	48,000
5 年 目	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	48,000
最終年度	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000	—			34,000

返還総額 250,000 返還回数 63回

### 3. 奨学資金のみを借りた場合

## 例 5 貸付額 300,000円 (月額 8,000円)

単位:円

年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
初年度	—						8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	48,000
2 年 目	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	96,000
3 年 目	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	96,000
最終年度	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	4,000	—	—		—	60,000
												NIII 445 AT	000

返還総額 300,000 返還回数 38回

# 第3 奨学金返還口座申込書について

## 1. 奨学金返還口座申込書とは

奨学金を受領した借用人(奨学生)の金融機関の預貯金口座から、 口座振替(自動引落し)を行うために必要となる書類です。

- 〇印刷されている預貯金口座は、大阪府育英会から奨学金を貸付けした口座です。
- ○奨学金返還□座申込書は複写式です。

1枚目は借用人(奨学生)控え、2枚目は金融機関用、3枚目は大阪府育英会用です。

## 2. 奨学金返還口座申込書の署名

奨学金返還口座申込書の[口座名義人(署名)]欄に、借用人(奨学生)本人が 黒のボールペンで署名してください。

○複写式なので、下の2枚の用紙にも写るように署名してください。

## 3. 奨学金返還口座申込書に押す印鑑

奨学金返還口座申込書に印刷されている金融機関に届出をしている印鑑を 「金融機関お届出印〕の欄に、鮮明に押してください。

- ○届出をしている印鑑がわからない場合は、必ず金融機関で確認してください。
- ○必ず2枚目(金融機関用)と3枚目(大阪府育英会用)に印鑑を押してください。

## 4. 奨学金返還口座申込書の提出

奨学金返還口座申込書の**2枚目(金融機関用)と3枚目(大阪府育英会用)**を、 学校を通じて大阪府育英会に提出してください。

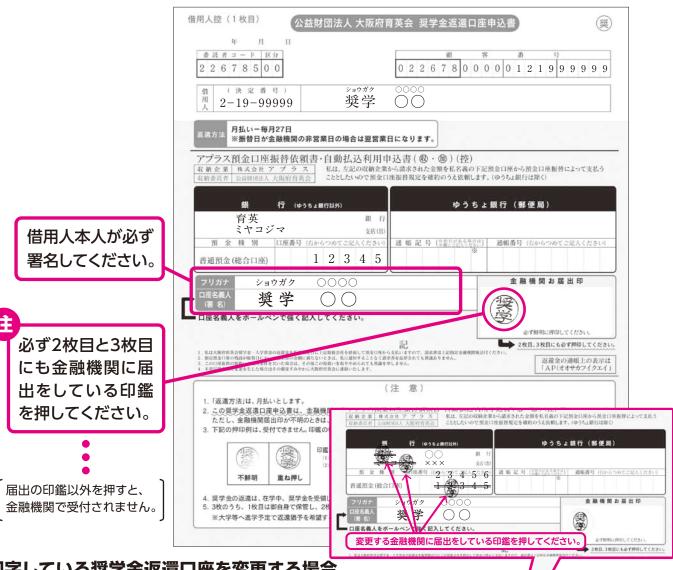
- 〇進学予定の方も、「奨学金返還口座申込書」を提出してください。
- 〇平成29年度以前に採用された方は[奨学金借用証書]と併せて、提出してください。 (決定番号の採用年度が「17」以前の方です。)

## 記入例は、8ページをご覧ください。

## 

印鑑の間違い、鮮明に印鑑が押されていない、印鑑の重ね押しなどがある場合は 奨学金返還口座申込書を再提出していただくことになります。 間違いのないように署名し、印鑑を押してください。

## 記入例



## 印字している奨学金返還口座を変更する場合

※ 借用人(奨学生)以外の方の口座には変更できません。

奨学金返還口座を変更する場合は、変更する箇所に定規で2本線を引き、 余白に書き直し、2本線の上に変更後の金融機関の[金融機関お届出印]を押して提出して ください。

※ 2022年5月初旬より、大阪府育英会のホームページからインターネット上で 奨学金返還口座を変更できる「Web口座振替受付サービス」をご利用いただけます。

大阪府育英会のホームページのメニュー画面にある「Web D座振替受付サービスのご案内」を クリックし、案内を読まれてから変更手続きをお済ませください。

(同サービスを利用できない金融機関がありますので、ご了承ください。)

# 第4 約束どおりに返還することが困難になったとき

約束どおりに返還することができなくなったときは、**すぐに育英会に連絡してください**。 あなたの事情により、**返還の猶予や毎月の返還額について相談することができます**。

## 1.返還方法の相談

あなたの状況をお聞きし、特別な事情があると育英会が認めたときは、返還の猶予や 月々の返還額を軽減するなど、**返還方法について相談することができます**。

## 2.返還の猶予

返還の猶予は、借用人(奨学生)が本しおりの⑩ページに示す猶予事由のため返還することが 困難になった場合に、申請手続きにより**返還の期間を延期できる制度です**。 なお、**返還の猶予期間中には、延滞金は発生しません**。

- ○返還猶予を希望する場合は、猶予事由を証明する書類と返還猶予願を大阪府育英会に 提出してください。返還猶予願は本しおりの⑥ページ(様式55号-1)又は⑥ページ (在学猶予:様式55号-2)の様式をご利用ください。
- ○大学等に進学し、返還猶予を希望する場合は、4月1日以降に、最近3ヶ月以内に発行された「在学証明書」と返還猶予願(在学猶予:様式55号-2)を大阪府育英会に速やかに 提出してください。なお、合格通知書等では返還猶予の手続きはできません。

## 3.返還の猶予期間等

返還猶予の期間は、当該年度内です。さらに翌年度もその事由が継続するときは、 1年ごとの願い出により、原則として5年を限度として延期することができます。

- 〇返還猶予の事由が「学校在学」の場合は、学校に在学する期間(最短修業期間)となります。 ただし、夜間や通信制、高等学校の単位制などの場合は、1年度ごとの願い出が必要と なります。
- 〇育英会は返還猶予期間中において、その事実を確認するため、猶予事由を証明する書類や 理由書の提出を求めることがあります。
- 〇返還猶予期間中に奨学金の一部を返還した場合は、返還期日が先に到来するものから 充当します。

返還の猶予期間が終了したあとの手続き等は、

のページをご覧ください。

	猶予事由	証明書等	証明書発行者	様式
1	災害(火災・風水害等)	罹(り)災証明書等	市区町村長·消防署長	
2	傷病	診断書等 (就労困難との記載があること)	医師等	
3	生活保護受給中	生活保護受給証明書	福祉事務所長・ 保健福祉センター長	
4	学校進学準備中	進学準備中を証する書類	出身学校長又は担任教諭	
5	各種学校	在学証明書(修業期間6ヵ月以上)	在学学校長	55号-1
6	大学の通信教育 (放送大学全科履修生等)	課税証明書等と在学証明書	市区町村長·在学学校長	
7	研究生•聴講生	課税証明書等と在学証明書	市区町村長·在学学校長	
8	留学	在学証明書(留学期間6ヵ月以上) ※日本語訳を添付	在学学校長	
9	非課税	非課税を証する書類	市区町村長	
10	失業中	雇用保険受給資格者証又は 離職証明書等	公共職業安定所 (ハローワーク)長等	
11	学校在学	在学証明書	在学学校長	55号-2

## 4.返還の免除

借用人(奨学生)が次の事由のため、**奨学金の返還が将来にわたってできなくなった場合、** 願い出により返還未済額の全部又は一部を免除することがあります。

○該当する場合は、大阪府育英会に相談してください。

なお、返還免除の願い出は免除事由を証明する書類等の提出が必要です。

免除事由	証明書等					
死亡	医師の死亡証明書又は 死亡を証明する戸籍抄本、住民票除票等					
身体障がい	身体障害者手帳の写し及び医師の診断書					
1級及び2級	(将来にわたって就労困難との記載があること)					
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳の写し及び医師の診断書					
1級及び2級	(将来にわたって就労困難との記載があること)					
知的障がい	療育手帳Aの写し及び医師の診断書 (将来にわたって就労困難との記載があること)					
身体障がい3級及び	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し、医師の診断書					
精神障がい3級	(将来にわたって就労困難との記載があること)及び収入に関する証明書(直近5か年分)					
傷病又は疾病	医師の診断書(将来にわたって就労困難との記載があること) 及び収入に関する証明書(直近5か年分)					
破産による免責	免責決定又は再生弁済完了が確認できる書類、かつ連帯保証人が免除					
民事再生による完済	事由に該当することが確認できる書類					

## 第5 返還金の督促について

- ○奨学金は、**借用人であるあなたが責任を持って返還しなければなりません**。 あなたが返還しない場合は、**連帯保証人に請求し、支払っていただきます**。
- ○滞納した場合には、督促状を送付するほか、**自宅や勤務先へ電話又は訪問による 督促を行います**。また、回収を専門とする債権回収会社(サービサー)に回収業務を 委託する場合もあります。
- ○あなたや連帯保証人に返還を請求しても返還に応じないときは、**裁判所を通じた督促や 給与等の差押えなどの法的な方法により、返還を強制します**。

## 法的措置

## 支払督促申立

債権者である育英会が、裁判所に申立てを行うことにより、裁判所があなたや 連帯保証人に対してお金の支払いを命じる制度です。

## 強制執行

債権者である育英会が、裁判所に申立てを行うことにより、裁判所があなたや 連帯保証人の給料等を差押えし、会社(給料の支払者)から給料の一定額を 強制的に支払っていただく制度です。

## 延滞金

奨学金の返還を延滞したときは、延滞金が発生します。

延滞金は、延滞した期間が6か月を超えるごとに、滞納元本額に対し 4.45%(年8.9%)を乗じて計算した金額となります。

## 返還金の充当順位

元本のほかに督促手続き費用及び延滞金を徴収する必要がある場合、支払われた返還金額が、これらの合計に満たないときは、

# 第6 個人情報の取扱いについて

大阪府育英会では、個人情報の取扱いについては、個人の権利・利益を保護するにあたり、 慎重かつ適正に取扱い、安全に管理するために必要な措置をとり、適切な管理を行います。

- 〇あなたから届出のある氏名、住所、預貯金口座、連帯保証人の氏名・住所等の個人情報は、 奨学金返還事務のために利用します。
- 〇借用人、連帯保証人の住所等の変更届出を怠ったことにより、請求通知書等が送付できなく なったときや返還が延滞したときは、大阪府を通じて住所地の市区町村へ住民票等を請求し、 住所の確認調査を行います。

# 第7 よくあるご質問(FAQ)

奨学金	:の返還について
Q1	奨学金に利息はかかりますか?
Q2	いつから返還が始まりますか?
Q3	奨学金をどのようにして、返還していくのですか?
Q4	毎月何日に返還すればよいのですか?
Q5	毎月払いの返還金額はいくらになりますか?
繰上げ	返還について
Q1	奨学金を全額または一部を繰上げて返還することができますか?
Q2	毎月払いの金額を増額して返還することはできますか?
奨学金	返還口座の変更について
Q1	奨学金を返還する口座を、保護者の口座に変更できますか?
Q2	奨学金を返還する口座を、変更する方法を教えてください。
返還の	猶予について
Q1	返還の猶予をすると、利息や延滞金が発生しますか?
Q2	連帯保証人(保護者)が失業した場合は、返還の猶予はできますか?
Q3	大学に進学したため、返還の猶予を希望します。返還の猶予手続きに ついて教えてください。
Q4	高等学校等を卒業しましたが、就職せず大学へ進学するために 予備校等に通っています。返還の猶予はできますか?
Q5	高等学校等を卒業しましたが、就職せず大学へ進学するために 予備校等に通わず、自宅で学習しています。返還の猶予はできますか?
Q6	借用人(奨学生)が失業し、再就職するまで返還が困難になります。 返還の猶予はできますか?
Q7	返還の猶予期間を教えてください。
返還の	猶予期間が終了したあとの手続き等
Q1	いつから返還が始まりますか?
Q2	奨学金をどのようにして、返還していくのですか?
Q3	毎月何日に返還すればよいのですか?
Q4	毎月払いの返還金額はいくらになりますか?
Q5	口座振替(奨学金の返還口座)の申込み方法を教えてください。

## 奨学金の返還について

## ○1 奨学金に利息はかかりますか?

- A 大阪府育英会の奨学金は無利息です。
  - ※ただし、奨学金の返還を延滞したときは、延滞金が発生します。 延滞金の額は、延滞した期間が6か月を超えるごとに、滞納元本額に対し 4.45%(年8.9%)を乗じて計算した金額となります。
- Q2 いつから返還が始まりますか?
- A 高等学校等を**卒業した年の10月から返還が始まります**。
  - ※貸付の辞退、高等学校等を退学等された方の返還の開始時期については 大阪府育英会採用貸付課までお問い合わせください。
- Q3 奨学金をどのようにして、返還していくのですか?
- A 借用人(奨学生)本人の口座から、口座振替(自動引落し)で毎月返還していきます。
- Q4 毎月何日に返還すればよいのですか?
- **A 毎月27日に口座振替**となります。
  - 口座振替日の前日までに、預貯金口座へ返還金を入金してください。
  - ※口座振替日が金融機関の非営業日の場合は、翌営業日になります。
- Q5 毎月払いの返還金額はいくらになりますか?
- A 本しおり⑤ページの「4.返還年額について」をご覧ください。

## 繰上げ返還について

- Q1 奨学金を全額または一部を繰上げて返還することができますか?
- 可能です。ご希望の際は、口座名義人である借用人(奨学生)から大阪府育英会に 連絡してください。
- Q2 毎月払いの金額を増額して返還することはできますか? (例)毎月払いの金額を10,000円から20,000円に増額するなど
- A 可能です。ご希望の際は、口座名義人である借用人(奨学生)から大阪府育英会に 連絡してください。

## 奨学金返還口座の変更について

- **Q1** 奨学金を返還する口座を、保護者の口座に変更できますか?
- A 借用人(奨学生)本人以外の口座には変更できません。
  - ※借用人(奨学生)本人名義の口座であれば変更ができます。
- Q2 奨学金を返還する口座を、変更する方法を教えてください。
- A 奨学金返還口座の変更は、以下の2つの方法があります。

### インターネットを利用して変更する場合

返還が始まる年度の5月初旬から、インターネットを利用した振替口座の変更手続きの受付を 開始しています。

※大阪府育英会のホームページのメニュー画面にある「Web口座振替受付サービスのご案内」を クリックし、案内を読まれてから変更手続きをお済ませください。

(同サービスを利用できない金融機関がありますので、ご了承ください。)

#### インターネット以外の方法で変更する場合

大阪府育英会まで連絡してください。その際に、本会から奨学金返還口座申込書をお送りします。

## 返還の猶予について

- ○1 返還の猶予をすると、利息や延滞金が発生しますか?
- A 返還の猶予をしても利息や延滞金は発生しません。
- **Q2** 連帯保証人(保護者)が失業した場合は、返還の猶予はできますか?
- A 借用人(奨学生)本人が猶予事由に該当した場合に、返還の猶予を願い出することができます。
- Q3 大学に進学したため、返還の猶予を希望します。 返還の猶予手続きについて教えてください。
- A 進学後、4月1日以降に下記の書類を速やかに大阪府育英会に提出してください。
  - ①入学した学校の在学証明書
  - ②返還猶予願(在学猶予) 様式55号-2(40ページ)
  - ※ 返還猶予願の注意事項等を必ずお読みください。

- Q4 高等学校等を卒業しましたが、就職せず大学へ進学するために 予備校等に通っています。返還の猶予はできますか?
- A 可能です。卒業後4月1日以降に下記の書類を速やかに大阪府育英会に提出してください。
  - ① 予備校等の在学(在籍)証明書
  - ② 返還猶予願 様式55号-1 (②ページ)
  - ※ 返還猶予願の注意事項等を必ずお読みください。
- Q5 高等学校等を卒業しましたが、就職せず大学へ進学するために 予備校等に通わず、自宅で学習しています。返還の猶予はできますか?
- A 可能です。卒業後4月1日以降に下記の書類を速やかに大阪府育英会に提出してください。
  - ① 出身学校長又は担任教諭からの、進学準備中を証する書類
  - ※ 卒業後、4月1日以降に出身学校長又は担任教諭に書類作成を依頼してください。 進学準備中を証する書類については、特に書式等は定めていません。 進学のため自宅で学習していることを記入している書面で結構です。
  - ② 返還猶予願 様式55号-1 (窓ページ)
  - ※ 返還猶予願の注意事項等を必ずお読みください。
- Q6 借用人(奨学生)が失業し、再就職するまで返還が困難になります。 返還の猶予はできますか?
- A 失業中を理由に、返還の猶予を願い出することができます。 まずは借用人(奨学生)本人から、大阪府育英会に連絡してください。
- Q7 返還の猶予期間を教えてください。
- A 返還の猶予を承認した年度の4月~3月までの期間(1年度)です。 ただし、学校在学の事由による猶予の場合は、学校に在学する期間(最短修業期間)となりますので、在学期間中の猶予の再申請は不要です。
  - ※ 夜間や通信制、高等学校の単位制などの場合は、1年度ごとの願い出が必要と なります。
  - ※ 返還猶予承認後に、大阪府育英会から「返還猶予承認通知書」を送付しますので、 届きましたら返還猶予期間等を必ず確認してください。

## 返還の猶予期間が終了したあとの手続き等

- Q1 いつから返還が始まりますか?
- A 返還の猶予期間が終了した年の10月から返還が始まります。 同年の6月下旬~7月初旬に「返還開始のお知らせ」をお送りします。
- Q2 奨学金をどのようにして、返還していくのですか?
- A 借用人(奨学生)本人の口座から、口座振替(自動引落し)で毎月返還していきます。
- Q3 毎月何日に返還すればよいのですか?
- A 毎月27日に口座振替となります。 口座振替日の前日までに、預貯金口座へ返還金を入金してください。
  - ※口座振替日が金融機関の非営業日の場合は、翌営業日になります。
- Q4 毎月払いの返還金額はいくらになりますか?
- A 本しおり⑤ページの「4.返還年額について」をご覧ください。
- Q5 口座振替(奨学金の返還口座)の申込み方法を教えてください。
- A 返還の猶予期間が終了した年の4月中旬から、インターネットを利用した 口座振替の申込みの受付を開始しています。

#### インターネットを利用した口座振替の申込み

大阪府育英会のホームページのメニュー画面にある「Web口座振替受付サービスのご案内」を クリックし、案内を読まれてから申込みをお済ませください。

(同サービスを利用できない金融機関がありますので、ご了承ください。)

#### インターネット以外の口座振替の申込み

インターネットを利用せず、口座振替の申込みをする場合は、返還の猶予期間が終了した年の 6月下旬~7月初旬にお送りする「**返還開始のお知らせ**」に同封している

「**預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書**」で口座振替の申込みをお済ませください。

# 第8 様式集

(1) 住所•氏名•勤務先 変更届 (様式50号)23
▶記入例は 19 ページ
(2) 奨学金 連帯保証人 変更届 (様式52号) 24
▶記入例は 20 ページ
(3) 返還猶予願 (様式55号-1)
▶記入例は 21 ページ
(4) 返還猶予願(在学猶予) (様式55号-2)
▶記入例は 22 ページ

# 様式について

各様式は、公益財団法人大阪府育英会ホームページからダウンロードができます。 (本しおりの様式のコピーを使用していただいても結構です。)

大阪府育英会 様式集 で 検索 🔾

https://www.fu-ikuei.or.jp/





作成した年月日を記入してください。

## 住所・氏名・勤務先 変更届

様式 50 号

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

令和○年 ○月 ○日

決定番号を記入してください。 不明の場合は、育英会にお問合せください。 イ・タ・ター

 決定番号
 2
 1
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 9
 <td

下記のとおり、届け出内容に異動がありましたので、届け出します

採用年度

認印でも結構です。

#### 借用人 変更記入欄

旧住所	(〒 −						
新 住 所	(∓	<ul><li>・住所に変更があった場合、旧住所と新住所を記入してください。</li><li>・電話番号に変更があった場合、新しい番号を記入してください。</li></ul>					
新電話番号	(自宅番号)	\U\tau H = 1/					
旧氏名	(フリガナ)	氏名に変更があった場合、改姓理由も記入してください。					
新氏名	(フリガナ)	改姓理由					
新勤務先	(; ± РЛ	勤務先に変更があった場合、 新しい勤務先を記入してください。					
İ	勤務先名	電話番号					

#### 連帯保証人(連帯借用人) 変更記入欄

旧住所	大阪市都島区〇〇町〇番〇〇号						
新住所	(FOOO-OOO) 大阪市北区○○町○○番○○号 ○○マンション○○○号室						
新電話番号	(自宅番号) 06-00-00 (携帯番号) 090-00-00						
旧氏名	(フリガナ) ショウガク ハナコ 奨学 花子	改姓理由と終めのため					
新氏名	(フリガナ) イクエイ ハナコ 育英 花子	一 改姓理由 結婚のため					
新勤務先	住 所 (〒○○○-○○○○) 大阪市中央区	○○町○番○号					
	勤務先名 (株) 〇〇〇	電話番号 06-000-000					

**★氏名変更の場合、金融機関へ届け出しましたか?** 

は い・ いいえ

※□座振替で返還の方は、どちらかに○でお答えください。

#### 記入上の注意事項

- 1. 原則、借用人が届け出る必要があります。ただし、借用人が届け出できない事情がある場合は、 連帯保証人(連帯借用人)から届け出してください。
- 2. 届け出る際は**変更がある項目のみを記入**てください。変更がない項目は、未記入のまま空欄とするか、斜線を引いてください。
- 3. 氏名・住所を変更する場合は、変更する者は住民票を添付してください。



## 奨学金 連帯保証人 変更届

様式 52 号

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

令和○年 ○月 ○日

				決定番号	号を記	入して	てください。
決定番号	子加	休用牛皮	##				会にお問合せください。
<b>次是留写</b>	2	1 9	9 9 9	9	1		
借用人氏名		奨学	太郎		<b>(II)</b>	+	認印でも結構です。
住 所	(〒○○○-○○○○) 大阪市都島区○○町○番○○号						
電話	自宅	06 -	0000-0	000	携帯	0.0	70 - 0000 - 0000

下記のとおり、連帯保証人を変更したいので届出します。

変 更 理 由

(例)親権者が母になったため。

(例)家庭事情のため。



今後、新連帯保証人は、公益財団法人大阪府育英会奨学金貸付返還規程を遵守し、

借用人と返還に努めることを誓約します。

**【実印を押印**の上、**印鑑登録証明書を添付**してください。

旧 連帯保証人 氏名	奨学	一郎
<b>並、本世</b> 伊証 1 「4	(フリガナ) ショウガク	* · · · ·
新 連帯保証人 氏名	奨学	花子
生年月日	昭和 ・ 平成	戉 ○○年 ○月 ○日
借用人との関係	父 ・ 母・	· その他( )
	(〒○○○-○○○)	> 大阪市都島区○○町○番○○号
住 所		
	自宅 06-00	
	勤務先名 (杉	株)○○○
】 勤 務 先	(〒 ○○ 勤務先住所 ······	○○-○○○○)大阪市中央区○○町○番○号
勤 務 先 	主川介)   「二十八日本)	
	勤務先電話	06-000-000

(注)連帯保証人を変更する場合 必ず新連帯保証人の承諾を受け、その本人が自署・捺印してください。

なお、平成19年度(採用年度(()/۱)以降の採用者の連帯保証人を変更する場合、

新連帯保証人の捺印は、「実印」を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。



作成した年月日を記入してください。

## 返還猶予願

様式 55 号 -1

令和○年 ○月 ○日

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

私は、公益財団法人大阪府育英会から着 より別紙証明書を添えてき還の猶予を願し ・決定番号を記入してください。不明の場合は、育英会にお問い合わせください。

※必ず決定番号を記入してください。

•2口の借入がある場合は、2段目を使用してください。

	学別	T	捋	用年度			番号		
決定番号	2	1		8	9	9	9	9	9
	2	1		9	7	7	7	7	7

#### **/※借用人本人が自署してください。**

認印でも結構です。

フリガナ	ショウガク	タロウ			自宅TEL	06 - 00	000-0000
借用人氏名	奨 学	太郎	<b>(</b>	D.			
(本人)	入り	75 75			## ## T C I	090 - 00	
(4)()	平成○○年	〇月	〇日生		坊 市 I C L	070 00	
住 所	₹000-000	大阪市	松色区	$\bigcirc$		▶○○号	
1 //1		/\/\/\	和西区	$\bigcirc$			

#### 1 返還猶予の理由

(該当理由の番号に○をしてください。)

	願い出の理由	願いと	出に必要な証明書等	証明書発行者	
1	災害(火災・風水害等)	罹(り)災証明書		市区町村長、消防署長	
2	傷病	診断書等(就労	7## L	F= 6± 44	
3	生活保護受給中	生活保護受給	•該当理由の番号に○をしして申請してください。	て、必要な証明書等を激	忝付
4	学校進学準備中	進学準備中を	•裏面「理由書」に現在の状	況等、返還猶予を申請す	する
5	各種学校	在学証明書(修	理由を記入してください		
6	<b>大学の通信教育</b> (放送大学全科履修生等)	課税証明書等と	在学証明書	市区町村長・在学学校長	
7	研究生,聴講生	課税証明書等と在学証明書		市区町村長·在学学校長	
8	留学	在学証明書(留学	期 間6ヵ月以上)※日本語訳を添付	在学学校長	
9	非課税	非課税を証する	書 類	市区町村長	
10	失業中	雇用保険受給資	格者証又は、離職証明書等	公共職業安定所 (ハローワーク)長等	
11	その他	返還猶予事由を	証 するに足る証明書等	大阪府育英会に お問合せください。	

<sup>※</sup>返還猶予願及び証明書等の提出がないとき又は、裏面に状況等の記入がないときは、返還を猶予することができない場合があります。

## 2 返還猶予の期間 返還猶予を承認した年度の4月~3月までの期間(1年度)

返還猶予期間は年度ごと(4月~3月)になっており、さらに猶予期間の延長を希望する場合は、翌年度の4月以降に再度願い出が必要です。(通算で5年を限度とする。)

#### 裏面に状況を記入していただく理由書と、注意事項があります。 ▶▶▶

大阪府育英会 使用欄							



願い出をするにあたり、その理由を、下記に詳しく記入してください。

#### (家庭状況、生活状況、収入状況等)

〔記入欄〕

#### 注意事項

- ●本会が返還の猶予を承認するまでは、返還金の請求 (□座振替請求・払込用紙での請求) は停止 しません。また、猶予承認前に支払った返還金は返却できません。
- ●返還の猶予を承認したときは、借用人及び連帯保証人(連帯借用人)に返還の猶予を承認した通知を 送付します。
- ●返還の猶予期間中に返還をしたときは、返還未済額に充当され返還期日が順次繰上げとなります。
- ●返還猶予期間満了後は、直近の10月から返還が開始となります。 返還方法は原則、□座振替による月賦返還です。□座振替に必要な書類等は、返還が開始となる 年度に本会から送付します。
- ●住所・氏名・電話番号等の変更があったときは、必ず本会に届け出又は連絡してください。





## 返還猶予願(在学猶予)

様式 55 号 - 2

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

令和 ○年 ○ 月 ○ 日

す、公益財団法人大阪府育英会から貸付を受た。別紙在学証明書を添えて「区還の猶予を願い

決定番号を記入してください。 不明の場合は、育英会にお問合せください。

#### **ែ※必ず決定番号を記入してください。**

 学別
 採用年度
 番号

 決定番号
 2
 1
 9
 9
 9
 9
 9

#### ※借用人本人が自署してください。

認印でも結構です。

フリガナ	ショウガク	タロウ	X	自宅TEL	06 - 00	000-000	
## T   F   A	授 受	大郎			00-00		
借用人氏名	<b>スナ</b>	X M		堆 烘 TFI	000		
(本人)	平成 〇〇年	〇月 〇日	生	175 TD I L L	090 - 00	000 - 0000	
住 所	所 〒○○○-○○○○ 大阪市都島区○○町○番○○号						

該当する番号及び学別の下段に○をし、必要事項を記入してください。

	学別		在学校名		学部等		学年	修業 年限	卒業予定年	年月			
1	大 学 [フレックスタイム制] 夜間 (・通信制を含む)	C	○大学		経済 経営	学部	1 学年	4年	2026年	3 月			
	短期大学	_				学如							
2	昼間・夜間 「フレックスタイム制」 ・通信制を含む			•「在学証明書」(最近3ヵ月以内発行)を添付して									
	大学院			申請してください。									
3	昼間・夜間 「フレックスタイム制」 ・通信制を含む			, 3.3 0 1 (7.2.0 %)									
	高等学校			•10	•1回の申請で卒業予定年度まで猶予できます。								
4	全日制·定時制 多部制単位制·通信制			(例) 現在、4年制大学 1年生 → 1回の申請で4年間、返還猶予ができます。					۲.				
5	高等専門学校			<ul><li>一 **</li></ul>						+			
6	専修学校(専門課程)									あ口は	ъ		
L°	昼間・夜間 (通信制を含む)												
7	<b>専修学校(高等課程)</b> 昼間・夜間(通信制を含む)		· ·				学年	年	年	月			

※返還猶予期間は、その学校の最短修業期間(在学する年度)です。(退学されたときは、退学時までです。) 転学・休学・留年等により卒業期が延びた場合は、1年ごと(4月中)に返還の猶予手

※夜間(フレックスタイム制・通信制を含む)の学校(高等学校以外)に在学している方は、<mark>課税所得の証明書</mark>も必要となります。

●本会が返還の猶予を承認するまでは、返還金の請求(□座振替請求・払込用紙での請求)は停止しません。 また、猶予承認前に支払った返還金は返却できません。

●返還の猶予を承認したときは、借用人及び連帯保証人(連帯借用人)に返還の猶予を承認した通知を送付します。

●返還の猶予期間中に返還をしたときは、返還未済額に充当され返還期日が順次繰上げとなります。●返還の猶予期間満了後は、直近の10月から返還が開始となります。

返還方法は原則、口座振替での月賦返還です。口座振替に必要な書類等は、返還が開始となる年度に本会から送付します。

●住所・氏名・電話番号等の変更があったときは、必ず本会に届け出又は連絡してください。

ナ	阪府育	英会	使用欄	
	i i	i	i	

# 住所・氏名・勤務先 変更届

年 月 日

#### 公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

	学別	採用年度	番	号			借用	人氏	名	
決定番号										
届出人氏名	(フリガナ)				<b>(II)</b>	生年月日	昭和	・平成		
								年	月	日生

下記のとおり、届け出内容に異動がありましたので、届け出します。

#### ( 借用人 変更記入欄 )

旧住所	(〒 – )	
新住所	(〒 一 )	
新電話番号	(自宅番号) – –	(携帯番号) – –
旧氏名	(フリガナ)	改姓理由
新氏名	(フリガナ)	7 以姓珪田
新勤務先	住所 (〒 一 )	
	勤務先名	電話番号

### 連帯保証人(連帯借用人) 変更記入欄

旧住所	(〒 – )	
新住所	(〒 – )	
新電話番号	(自宅番号) – –	(携帯番号) – – –
旧氏名	(フリガナ)	改姓理由
新氏名	(フリガナ)	以姓连田
新勤務先	住所 (〒 一 )	
	勤務先名	電話番号

## ★氏名変更の場合、金融機関へ届け出しましたか?

は い・ いいえ

※□座振替で返還の方は、どちらかに○でお答えください。

#### 記入上の注意事項

- 1. 原則、借用人が届け出る必要があります。ただし、借用人が届け出できない事情がある場合は、 連帯保証人(連帯借用人)から届け出してください。
- 2. 届け出る際は、変更がある項目のみを記入してください。変更がない項目は、未記入のまま空欄とするか、斜線を引いてください。
- 3. 氏名・住所を変更する場合は、変更する者の住民票を添付してください。

# 奨学金 連帯保証人 変更届

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

年	月	H

	学別	採用年度		番	号					
決定番号										
借用人氏名						(	1			
住 所	(〒	- )								
住 所										
電話	自宅		_	_		携青	<b>手</b>	_	_	

下記のとおり、連帯保証人を変更したいので届出します。



今後、新連帯保証人は、公益財団法人大阪府育英会奨学金貸付返還規程を遵守し、返還義務を確認するとともに借用人と返還に努めることを誓約します。

旧 連帯保証人 氏名	
新 連帯保証人 氏名	(フリガナ) 実印
生 年 月 日	昭和 ・ 平成 年 月 日
借用人との関係	父 ・ 母 ・ その他(
住 所	(〒 – ) 自宅 – – 携帯 – –
	勤務先名
勤務先	(〒 – )   勤務先住所
	勤務先電話 - - -

(注)連帯保証人を変更する場合、必ず新連帯保証人の承諾を受け、その本人が自署・捺印してください。 なお、平成19年度(採用年度「07」)以降の採用者の連帯保証人を変更する場合、新連帯保証人の 捺印は、「実印」を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。

## 返還猶予願

### 公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

年 月 日

私は、公益財団法人大阪府育英会から貸付を受けた奨学金又は入学資金について、下記の理由により別紙証明書を添えて返還の猶予を願い出ます。

#### **(※必ず決定番号を記入してください。)**

	学別	採用年度	番号
決定番号			

### ※借用人本人が自署してください。

フリガナ		自宅TEL
#田   氏わ	(I)	
借用人氏名 (本人)		
(本人)	年 月 日生	## # TEL
住 所	〒 −	

## 1 返還猶予の理由

(該当理由の番号に○をしてください。)

	FT		-TDD -> 20//
	願い出の理由	願い出に必要な証明書等	証明書発行者
1	災害(火災・風水害等)	罹(り)災証明書	市区町村長、消防署長
2	傷病	診断書等(就労困難との記載があること)	医師等
3	生活保護受給中	生活保護受給証明書	福祉事務所長・ 保健福祉センター長
4	学校進学準備中	進学準備中を証する書類	出身学校長又は担任教諭
5	各種学校	在学証明書(修業期間6ヵ月以上)	在学学校長
6	<b>大学の通信教育</b> (放送大学全科履修生等)	課税証明書等と在学証明書	市区町村長・在学学校長
7	研究生•聴講生	課税証明書等と在学証明書	市区町村長・在学学校長
8	留学	在学証明書(留学期間6ヵ月以上)※日本語訳を添付	在学学校長
9	非課税	非課税を証する書類	市区町村長
10	失業中	雇用保険受給資格者証又は、離職証明書等	公共職業安定所 (ハローワーク)長等
11	その他	返還猶予事由を証するに足る証明書等	大阪府育英会に お問合せください。

<sup>※</sup>返還猶予願及び証明書等の提出がないとき又は、裏面に状況等の記入がないときは、返還を猶予することができない場合があります。

## 2 返還猶予の期間 返還猶予を承認した年度の4月~3月までの期間(1年度)

返還猶予期間は年度ごと(4月~3月)になっており、さらに猶予期間の延長を希望する場合は、翌年度の4月以降に再度願い出が必要です。(通算で5年を限度とする。)

### 裏面に状況を記入していただく理由書と、注意事項があります。 ▶▶▶



<b>→</b> (E)	なさせる	使用欄	
八败	孙月米五	1	
!	1	! !	
- 1	- 1	- 1 - 1	
i	i	i i	
1	1	1 1	

願い出をするにあたり、その理由を、下記に詳しく記入してください。

#### 家庭状況、生活状況、収入状況等

〔記入欄〕

#### 注意事項

- ●本会が返還の猶予を承認するまでは、返還金の請求(□座振替請求・払込用紙での請求)は停止しません。また、猶予承認前に支払った返還金は返却できません。
- ●返還の猶予を承認したときは、借用人及び連帯保証人(連帯借用人)に返還の猶予を承認した通知を 送付します。
- ●返還の猶予期間中に返還をしたときは、返還未済額に充当され返還期日が順次繰上げとなります。
- ●返還猶予期間満了後は、直近の10月から返還が開始となります。 返還方法は原則、口座振替による月賦返還です。口座振替に必要な書類等は、返還が開始となる 年度に本会から送付します。
- ●住所・氏名・電話番号等の変更があったときは、必ず本会に届け出又は連絡してください。

## 返還猶予願(在学猶予)

#### 公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

年 月 日

私は、公益財団法人大阪府育英会から貸付を受けた奨学金について、下記の学校に在学しているため、別紙在学証明書を添えて返還の猶予を願い出ます。

#### **´※必ず決定番号を記入してください。**】

	学別	採用年度	番号
決定番号			

#### **~※借用人本人が自署してください。**

フリガナ					自宅TEL	
借用人氏名			₩ TCI			
(本人)		年	月	日 生	携帯TEL	
住 所	〒 –					

該当する番号及び学別の下段に○をし、必要事項を記入してください。

	学 別	在学校名	学部等	学年	修業 年限	卒業予定年	月
1	大 学 昼間・夜間 [フレックスタイム制] ・通信制を含む]		学部科	学年	年	年	月
2	短期大学 昼間・夜間 (フレックスタイム制)・通信制を含む		学部科	学年	年	年	月
3	<b>大学院</b> 昼間・夜間 [フレックスタイム制 ・通信制を含む]		研究科	学年	年	年	月
4	高等学校 全日制·定時制 多部制単位制·通信制			学年	年	年	月
5	高等専門学校			学年	年	年	月
6	<b>専修学校(専門課程)</b> 昼間・夜間(通信制を含む)			学年	年	年	月
7	<b>専修学校(高等課程)</b> 昼間・夜間(通信制を含む)			学年	年	年	月

- ※返還猶予期間は、その学校の最短修業期間(在学する年度)です。(退学されたときは、退学時までです。) 転学・休学・留年等により卒業期が延びた場合は、1年ごと(4月中)に返還の猶予手続きが必要です。
- ※夜間(フレックスタイム制・通信制を含む)の学校(高等学校以外)に在学している方は、**課税所得の証明書**も必要となります。
  - ◆本会が返還の猶予を承認するまでは、返還金の請求(□座振替請求・払込用紙での請求)は停止しません。また、猶予承認前に支払った返還金は返却できません。
    - ●返還の猶予を承認したときは、借用人及び連帯保証人(連帯借用人)に返還の猶予を承認した通知を送付します。
    - ●返還の猶予期間中に返還をしたときは、返還未済額に充当され返還期日が順次繰上げとなります。
    - ●返還の猶予期間満了後は、直近の10月から返還が開始となります。 返還方法は原則、口座振替での月賦返還です。口座振替に必要な書類等は、返還が開始となる年度に本会から送付します。
    - ●住所・氏名・電話番号等の変更があったときは、必ず本会に届け出又は連絡してください。

ナ	で、阪府育	9英会	使用机	剿
				į
		;	;	;
		!	!	!
		: ! !	: ! !	İ

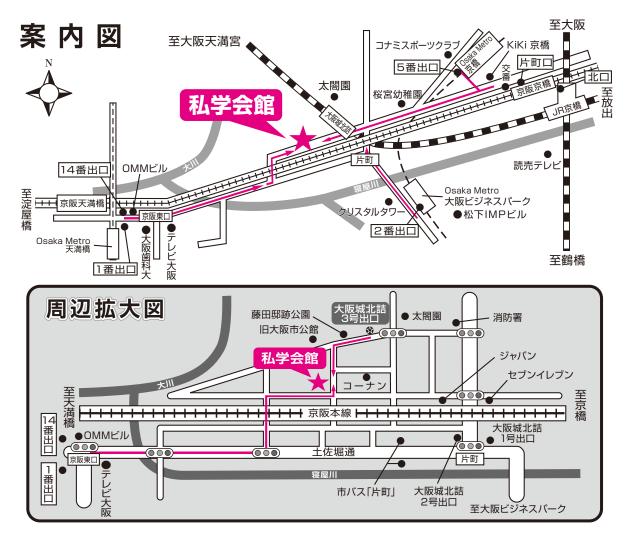
ĒΞ
_
ΠĒ
- 5

# 願書・届出書の提出、問い合わせの記録

大阪府育英会に願書・届出書の提出、問い合わせをしたときは、メモしておきましょう。

年 月 日	事項
(例) 2022.4.10	大学(4年制)に進学したので、返還猶予について電話で相談。 しおりに添付してある「返還猶予願(在学猶予)」(55号-2)と「在学証明書」を提出するようにとのこと。
(例) 2022.4.20	   「返還猶予願(在学猶予)」と「在学証明書」を大阪府育英会に送付。 

※各種願・届様式については、大阪府育英会のホームページにも掲載しております。 その他、お知らせ等についても掲載しておりますので、参考にしてください。



#### ■最寄駅

JR東西線「大阪城北詰駅」	3号出口より徒歩約2分
JR環状線·東西線「京橋駅」	北口より西へ徒歩約12分
京阪電鉄「京橋駅」	片町口より西へ徒歩約12分
Osaka Metro 谷町線·京阪電鉄「天満橋駅」	1番出口、または14番出口より東へ徒歩約12分
Osaka Metro 長堀鶴見緑地線「京橋駅」	5番出口より西へ徒歩約12分
Osaka Metro 長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク駅」	2番出口より北西へ徒歩約10分



# みらいへ羽ばたく子どもたちの 支援にご協力ください 寄 附 金 募 集

《 詳しくはホームページをご覧ください 》

大阪府育英会

検索

https://www.fu-ikuei.or.jp/